

報道機関 各位

広島大学長 浅原 利正

労働時間管理の改善状況等について

本年2月に広島中央労働基準監督署から、本学病院における労働時間管理に係る是正勧告及び指導を受けました。

これを踏まえて、本学病院における時間外労働に対する手当の不払い分に関し遡及実態調査を行い、本日、当該調査結果について広島中央労働基準監督署へ報告を行いましたので、お知らせいたします。報告の概要は、下記のとおりです。

なお、本学では、このたびの是正勧告及び指導を真摯に受け止め、今後、職員の労働時間に対する意識改革を図り、労働関係法令を遵守するとともに、職員の適正な労働時間管理及び時間外労働等の縮減を図るべく徹底した改善策を講じていく所存です。

記

1. 是正勧告等の概要（主な事項）

(1) 是正勧告内容

- ① 労使協定違反の是正（協定の上限時間である1月80時間超えの時間外労働の禁止）
- ② 看護師の休憩時間の確保（8時間を超える労働につき、1時間の休憩確保）
- ③ 時間外労働の手当の不払い分の支払い
- ④ 是正報告（平20.3.13までに是正事項等を報告）

(2) 指導内容

- ① 適正な労働時間の管理（始業時間及び終業時間の把握（診療医、裁量労働制適用教員も同様。））
- ② 時間外労働の手当の不払い分の支払い（上記是正勧告③の具体的な指導）
- ③ 裁量労働制適用教員の労働実態の把握（健康確保の観点から）
- ④ 全学的対応（今回の是正勧告及び指導事項について、全学的な対応を実施）
- ⑤ 改善報告（平20.4末日、平20.5末日、平20.6末日の3回報告）

2. 病院における時間外・深夜労働の実態調査結果等について

(1) 遡及実態調査

- ① 対象期間：平成18年1月1日～平成20年3月31日（2年3か月間）
- ② 対象者：2,062人（内訳：在職者1,594人、退職者468人）
- ③ 内容：対象期間における時間外労働及び深夜労働の時間数の実態調査を自己申告制により行い、調査結果による時間外・深夜労働の時間数と賃金支給済みの時間数との差（賃金不払い分）を精算する。

(2) 時間外勤務手当の精算内容（平成20年6月26日集計結果）

区 分	内 容	左 記 の 内 訳	
		在 職 者	退 職 者
調査対象者数	2,062 人	1,594 人	468 人
賃金不払い残業を申告した職員数	271 人	238 人	33 人
支給済みの時間数との差 (適正に与えていなかった休憩時間を含む。)	89,404 時間	77,662 時間	11,742 時間
支給済み賃金との差額	191,139,271 円	168,729,831 円	22,409,440 円

この調査結果による時間外労働等の時間数と支給済みの時間数との差(不足額)について、在職者のうち215名に対しては、6月17日(給与支給日)に本人に支払いを行った。

また、退職者33名と調査時は在職していたが、その後退職した者23名及び6月17日に支払った者のうち追加申告をした者2名 合計58名については、7月17日(給与支給日)に本人に支払う予定である。

なお、今後も調査対象職員から調査対象期間中の時間外労働及び深夜労働の時間数の申告があった場合には、その都度、支給済み時間数との差分に係る賃金を支給する予定である。

・6月17日支給内容	215名	147,932,131 円
・7月17日支給(予定)内容	58名	43,207,140 円 (※1)
計	273名(※2)	191,139,271 円

(※1) 6月17日支給者のうち、不払い時間数の追加を申請した者(2名)の追加支給額(1,324,750円)を含む。

(※2) 6月17日支給者のうち、7月17日支給者(予定)にも該当する2名を含む。よって、実支給者数は、271名となる。

3. 適正な労働時間管理のための具体的な改善策

(1) 病院固有の具体的方策

- ◇ 時間外労働及び休日労働に関する労使協定における時間外労働等の限度時間の変更(労使協議中)
- ◇ 病院診療医等の労働時間管理
「休日・時間外労働等記録簿」による適正な時間外労働等実態の把握・記録の徹底
- ◇ 看護師等の労働時間管理
適正な休憩時間の付与及びパソコンによる勤怠管理システムの運用の徹底
- ◇ 労働時間管理者の変更
より適切な労働時間管理が行えるよう、労働時間管理者を診療科長や看護師長に変更
- ◇ 専門業務型裁量労働制適用教員に対する教員活動状況調査の実施による労働状況の把握

(2) 全学的な具体的方策

- ◇ 時間外労働及び休日労働に関する労使協定内容の周知徹底
- ◇ 各グループ等の時間外労働削減目標値の設定
- ◇ 「勤務状況記録簿」(自己申告制、事前承認・許可制)による適正かつ厳格な時間外労働等実態の把握・記録の徹底
- ◇ 繰り上げ・繰り下げ勤務の活用、変形労働時間制の導入などの柔軟な労働時間制度の活用
- ◇ グループミーティングにおける分析、検討、改善
 - ・ グループリーダー等によるグループ職員の労働状況等の把握、分析及び改善
 - ・ 業務ミーティングの実施
 - ・ グループの目標管理項目及びグループリーダー目標等への組入れ
 - ・ 年次有給休暇の取得促進
- ◇ 長時間労働による健康障害防止のための健康福祉の確保措置を講ずべき職員に対する面接指導等の実施
- ◇ 各種委員会、研修会、勉強会等の実施の際、労働時間に関する取扱いの明示の徹底
- ◇ ノー残業デー(強制)の設定(法人本部に限る。)
- ◇ 所定労働時間の終了時刻及び時間外労働手続の一斉放送(法人本部に限る。)
- ◇ 会議開催時間帯の設定や会議所要時間の短縮などの各組織独自の積極的取組の推進

○ 越智光夫病院長のコメント

このたびの実態調査結果を真摯に受け止め、各診療科長等の労働時間管理者に対し、適正な労働時間管理及び管下職員へ時間外労働の縮減を図るよう周知いたしました。今後、労働関係法令を遵守するとともに、適正な労働時間管理を図るべく徹底した改善策を講じてまいります。

【本件に関する連絡先】

- 広島大学総務室サービスグループリーダー 羽田 誠一
電話（０８２）４２４－６０２３
- 広島大学病院総務グループリーダー 盛井 隆
電話（０８２）２５７－５００４